

環境研究総合推進費 委託研究事務処理説明書 (令和6年度)

令和5年度版からの主な改訂事項リスト

連番	頁数	項目	項目名	改訂概要
1	5	Ⅱ. 1.	研究分担者の所属機関の変更（変更申請）	令和元年度以前に契約を締結した課題に関する記述を削除。
2	8	Ⅲ. 2.	外注費	外注費の計上を「同一サブテーマ内の研究機関毎に直接経費の総額の2分の1まで」に変更。
3	9	Ⅲ. 2.	消費税相当額	インボイス制度に係る消費税相当額の扱いについて追記。
4	12	Ⅲ. 3. (3)	委託研究費（直接経費）での雇用対象	戦略的研究（FS）の記載を削除。
5	16	Ⅲ. 3. (5)	会議費について	懇親会費が含まれる学会参加費について、研究機関の規程で切り分け可能な場合は参加費分を計上可能な旨を記載。
6	17	Ⅲ. 3. (5)	インボイス制度に関連する消費税相当額の取扱いについて	インボイス制度に関連する消費税相当額についての計上方法の説明を新設。
7	18	Ⅲ. 3. (5)	研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）について	戦略的研究（FS）の記載を削除。

8	29	Ⅲ. 9 - 2. (2)	物品の管理	「直接経費により調達された物品等のうち報告対象となるもの」について、速やかな報告が必要である旨を記載。
9	29	Ⅲ. 9 - 2. (2)	ERCA による物品確認等	「直接経費により調達された物品等のうち報告対象となるもの」について、実績報告時の一覧表提出が必要である旨を記載。
10	29	Ⅲ. 9 - 2. (2)	事業終了後の物品等の取扱について	有形固定資産に限定していた扱いを固定資産全般に変更。
11	39	Ⅲ. 13. (7)	ライフイベント（出産・育児・介護）、天災地変等における研究期間の延長等について	延長期間は休業期間分とする旨を明記。なお、上限が1年であることに変更はない。
12	41	Ⅳ. 1. (2)	繰越手続き	繰越申請理由と実際の執行状況が異なった場合に返還を求める可能性がある旨を記載。